毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集

㈱佐伯コミュニケーションズ

定価 箇年 三万八千八百八十円)

大分県企業局被服等貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

大分県企業局長

浦

辺

裕

 $\stackrel{-}{=}$

三 第

令 和 几 年

)

二八 七 号

月

日

令和四年三月一日

H 火 曜

ように改正する。 大分県企業局管理規程第四号 別表第一の本局及び総合制御部に勤務する職員の項中 大分県企業局被服等貸与規程 大分県企業局被服等貸与規程の一部を改正する規程

(昭和四十三年大分県企業局管理規程第七号)

0)

一部を次の

防寒着 £ 着 四十八月

示

企業局管理規程

目

次

防寒着 空 調 £ 服 着 着 四十八月 四十八月 業務課業務 る。 班職員に限 に改め、 を

同表の事業所(総合制御部を除

に勤務する職員の項中 防寒つなぎ 着 十 · 四月

を

.....

<u>ر</u> ،

| 空 調 服 | 防寒つなぎ |
|--------------------|-------|
| 一着 | 一着 |
| 四十八月 | 二十四月 |
| | |
| ー に 改 める。 | |

应 应 应

別表第二中 「空調服」を「空調服のファン及びバッテリー」に改める。

別記様式中

四

競争入札参加者の資格に関する公示……………… 令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

企業局管理規程

総合評価

.....九

告

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧

土地改良区の定款変更認可………………

令和三年度臨時種畜検査に合格した種畜…………

青少年に有害な興行の指定…………… 生活保護法等による指定医療機関の廃止 生活保護法等による指定医療機関の休止 生活保護法等による医療機関の指定……

| 空 調 服 | 防寒つなぎ | | 防寒つなぎ |
|-------|--|----|-------------|
| | でいま | | ミックタ |
| HR. | ************************************** | | \$ ž |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | 1 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | 1 |
| | | | 1 |
|) | | Ι, | |
| 1. | , | L | - を |

令和四年三月一日

大分県報 (企業局管理規程)

| 令和 |
|----|
| 四年 |
| 三月 |
| 日 |

大分県報(企業局管理規程・告示)

| 器内科 臼杵循環器内科 番地の一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 地 | 平田診療所 療所 番地の一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | (律第三十号) 第十二並びに永住帰国し | 牧歯科医院 野々下 志寿子 佐伯市中村南町五番六号 令 四・ 一・ 五 大分県告示第八十二号 大分県日本 大会社 大会社 | 医療機関の名称 開設者の氏名 所 在 地 指定年月日 | Train Tra | 令和四年三月一日 医療機関の名称 開設者の氏名 所 在 地定した。 | の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指 | 場合を 令和四年三月一日 | の足態论がこれ主帚国 しご中国浅留部人等及が寺臣記禺皆の自立の支援こ関する去聿(平文 を含む。)の見臣こより、欠り旨臣反僚幾関から木上の届出し生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国 成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規 | 目の分数をで | <u> </u> | Tan Duble では、 | 大分県告示第八 大分県告示第八 | 一 | ↑ 記事で作り上号 | ↑ | 大分県告示第八 大分県告示第八 大分県告示第八 大分県告示第八 大分県告示第八 大分県告示第八 大分県告示第八 大分県告示第八 大分県告示第八 大分県告示第八 |
|--|-------|---|---|--|--|---|--------------------------------------|---------------------------------------|----------------|---|--------|--------------------|--|--|---|--|--|--|
| | 所在地 | 次の指定医療機関 | 界十四条第四項により生活保護法の規定のi 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 | | · | a s | の氏名 所 在 | 大分県知事 広 | | の、欠り旨定医療機関から木上り畐出があった。第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合 | | | ■した中国残留邦人等及び特定配偶者の自・丁五年法律第百四十四号)第五十条の二(・ | 当した中国残留邦人等及び特定配偶者の自. 十五年法律第百四十四号)第五十条の二(. | 当した中国残留邦人等及び特定配偶者の自. (社後藤薬 別府市東荘園町一丁目一組 | 1社後藤薬 別府市東荘園町一丁目一組 1社後藤薬 別府市東荘園町一丁目一組 1社後藤薬 別府市東荘園町一丁目一組 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 四した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立(中国) 第五十条の二(中国社後藤薬 別府市東荘園町一丁目一組 11年末年第百四十四号)第五十条の二(中国 11年末年第百四十四号)第五十条の二(中国 11年末年第百四十四号)第五十条の二(中国 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11 | |
| 令 三・一二・三一 | 廃止年月日 | った。 「質」 「対」 「対 「対」 「対 「対 」 「対 」 | 例によることとされる場合立の支援に関する法律(平 | (中国残留邦人等の円滑な帰 | ••••• | 令三・一二・ | 休止年月日 | 瀬勝貞 | , 7 | のに。例によることとされる場 | | 立の支援に関する法律円国列管・プラス | 目立の支援に関する法律(平(中国残留邦人等の円滑な帰 | 立の支援に関する法律中国残留邦人等の円滑: | 立の支援に関する法律 中国残留邦人等の円滑 | 立の支援に関する法律 中国残留邦人等の円滑. | | 一 |

| | | 年度 | 숧 |
|----------|--|-------------------------------------|--|
| 令和四年三月一日 | 令和四年三月一日 | の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。 | 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第一号の規定による令和三 |
| 大分県報(告示) | なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 | 規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。 | [よる令和三 土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の |

フ科クリニック山下泌尿器科と 令四・ 指定年月日 ん薬局 れを有害興行に指定した。 な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、こ みどり薬局 有限会社くらう 牧歯科医院 大分県告示第八十三号 <u>-</u> 次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全 " 令和四年三月一日 " Ŧi. 種 映 " " 有限会社くらう 画 類 株式会社淡水 牧 Щ センター 魔性尻 情ピンク・ゾーン3 下 私を奴隷にして下さい 題 雅 雄 郎 保 おまえが欲しい 別府市駅前町一一番一七号 佐伯市中村南町五番六号 日田市隈二丁目一—三六 日田市隈二丁目一 ダッチワイフ慕 大分県知事 名 一番三五号 又は配給社名 お 名 広 オーピー映画 新東宝映画 オーピー映画 瀬 令 令 令 令 の性的感情を刺 \equiv 111 • 111 • 1111 四 おそれがある。 な育成を害する 激し、その健全 指 勝 定 一二・一九 理 . 貞 由 改良区の解散を認可した。 大分県告示第八十六号 国東町土地改良区 城原井路土地改良区 良区の定款変更を認可した。 大分県告示第八十五号 32144990009 32144990008 土 土 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第二項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改 令和四年三月一日 令和四年三月一日 地 地 種畜証明書番号 改 改 良 良 区 区 名 名 国東市 竹田市 T W 5 4 8 9 T W 7 4 1 5 所 所 名前 大分県知事 大分県知事 大分県知事 在 在 地 地 広 広 広 その他 その他 瀬 瀬 瀬 品種 令 四 令 四 認 認 可 可 勝 勝 勝 \equiv 年 二・一七 年 次の土地 検査成績 月 月 級外 日 日 貞 貞 貞

大分県告示第八十四号

大分県告示第八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営

四 指定しようとする地域

指定区域

基点一から基点四二までを順次直線で結んだ線及び最大高潮時の水際線により囲ま

結んだ線により囲まれた区域 基点四三から基点四八までを順次直線で結んだ線及び基点四八と基点四三を直線で

2 基点及び補助点の表示(世界測地系、角度の表示は方向角とする。

基点一 大分県大分市大字西ノ洲九番地先(東経一三一度三七分一六秒、 一五分三三秒)一号表示プラスチック杭 北緯三三度

基点二 基点一から七二度二一分四○秒三一○・六一八メートル二号表示プラスチッ

基点四 基点三 基点二から九度四一分二四秒四七二・○七○メートル三号表示 鋲 基点三から三四二度二五分三六秒一三・六二九メートル四号表示プレート

基点八 基点七 基点六 基点五 基点五から七二度二四分二五秒二二一・九三二メートル六号表示プレート 基点八から七二度二二分一六秒二五一・八四五メートル九号表示プレート 基点七から七二度二三分○三秒二五四・九七六メートル八号表示プレート 基点六から七二度二四分三二秒二五二・○五四メートル七号表示プレート 基点四から七二度一七分一九秒一六○・一七二メートル五号表示プレート

基点一一 基点一○から七二度二三分一三秒二五二・八七八メートル一一号表示プレ

基点一〇

基点九から七二度二三分一五秒二五一・九四四メートル一○号表示プレー

基点一二 基点一一から七二度二三分一四秒二五一・四九一メートル一二号表示プレ

基点一三 基点一二から七二度二一分三五秒二五一・三〇四メートル一三号表示プレ

基点一四 基点一三から七二度二一分二七秒二五一・五五四メートル一四号表示プレ

基点一五 基点一四から七二度二二分二八秒二五○・三九三メートル一五号表示プレ

基点一六 基点一五から七二度二二分四四秒二二九・三三〇メートル一六号表示プレ

基点一七 基点 一六から七二度二〇分五五秒二八八・三八八メートル一七号表示プレ

基点一九 基点一八 基点一八から一六二度二六分○一秒二八三・六一六メートル一九号表示鋲 基点一七から七二度二○分二四秒一四二・二四七メートル一八号表示鋲

基点二○ 基点一九から七二度一八分四五秒一一二・七一五メートル二○号表示プラ スチック杭

基点二 基点二○から一六二度二○分四七秒三三一・四六七メートル二一号表示プ

基点二二 基点二一から二五二度二二分五五秒二二・九九九メートル二二号表示鋲 ラスチック杭

基点二三 基点二二から一六二度二一分三六秒五○・八○六メートル二三号表示プラ スチック杭

基点二四 チック杭 基点二三から七二度二○分三六秒一五・五○五メートル二四号表示プラス

基点二七 基点二六 基点二五 基点二四から一六二度二○分五一秒五七七・三一四メートル二五号表示鋲 基点二五から二五二度二○分五三秒一五・五二九メートル二六号表示鋲 基点二六から一六二度二○分五六秒五○・○○○メートル二七号表示鋲

基点二八 基点二七から七二度二○分五七秒一五・五三○メートル二八号表示鋲

基点三〇 基点二九 基点二九から七一度○三分五○秒二○四・五三八メートル三○号表示鋲 基点二八から一六二度二○分五一秒五五四・七六一メートル二九号表示鋲

基点三二 基点三一 基点三一から二五一度○八分五三秒一六四・四○七メートル三二号表示鋲 基点三○から一一度○七分一四秒一七・○三二メートル三一号表示鋲

基点三四 基点三三 基点三二から三四二度一六分一五秒七七・六五一メートル三三号表示鋲 基点三三から二五〇度四三分三三秒一八・七六二メートル三四号表示鋲

基点三六 基点三五 基点三五から三四二度二○分五七秒一○一七・九三九メートル三六号表示 基点三四から三四二度二○分五七秒四八二・七○九メートル三五号表示鋲

基点三八 基点三七 基点三七から三四 基点三六から二五 二度二一分三七秒九七・四二三メートル三七号表示鋲 一度二五分五九秒二五四・〇二七メートル三八号表示プ

基点三九 基点三八から七二度二〇分二五秒七三・一三三メートル三九号表示プレー

基点四〇 基点三九から七七度五八分五七秒四・○九七メートル四○号表示プレート

令和四年三月 日

−、基点四○から一一九度三四分一六秒五○・六○三メートル四一号表示プレールの一 基点四○から一一九度三四分一六秒五○・六○三メートル四一号表示プレ

五分三○秒)四三号表示プレート基点四三 大分県大分市原川三丁目地先(東経一三一度四○分○八秒、北緯三三度一基点四二 基点四一から七一度○八分一五秒八・八五六メートル四二号表示プレート

基点四七 基点四六から七三度五一分五一秒二九・一九九メートル四七号表示プレー基点四六 基点四五から一一九度三二分四一秒三・三七三メートル四六号表示鋲基点四五 基点四四から七○度三○分○五秒一一六・八六九メートル四五号表示鋲基点四四 基点四三から一九二度五七分五一秒一五・五五七メートル四四号表示鋲

スチック杭 基点四八 基点四七から三四一度三八分二七秒一七・四四○メートル四八号表示プラ

令和四年度随時(随時実施する二級、三級及び基礎級)技能検定を実施する。促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第二条第一号の規定により、次のとおり職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項及び職業能力開発

大分県知事 広 瀬 勝

貞

随時実施する等級別検定職種

令和四年三月

日

1 二級

試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、プレス型鍛造作業に限る。)、機械加 装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっ 作業に限る。)、建築板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、 構造物鉄工作業法に、実技試験のうち、 法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあって 鍛造(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、プレス型鍛造法に、実技 (学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、旋盤加工法、フライス盤加工)、金属プレス加工、 普通旋盤作業、数值制御旋盤作業、 内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。)、工場板金(学科試験のうち、受 鉄工 (学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、 フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限 受検者が選択する科目にあっては、 構造物鉄工 内外

検者が選択する科目にあっては、手積み積層成形作業に限る。)、石材施工(学科試験 者が選択する科目にあっては、 にあっては、 が選択する科目にあっては、配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業に 技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、 選択する科目にあっては、鉄筋組立て作業に限る。)、コンクリート圧送施工、 業及びプラント配管作業に限る。)、 ラント配管施工法に、 ーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、 が選択する科目にあっては、石張り作業に限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベ のうち、受検者が選択する科目にあっては、石張り施工法に、実技試験のうち、受検者 科試験のうち、 縮成形作業、 出成形法及びブロー成形法に、実技試験のうち、 ラスチック成形(学科試験のうち、 のうち、受検者が選択する科目にあっては、段ボール箱製造作業に限る。)、印刷、 受検者が選択する科目にあっては、家具手加工作業に限る。)、紙器・段ボール箱製造 験のうち、受検者が選択する科目にあっては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、 る科目にあっては、紳士既製服製造作業に限る。)、帆布製品製造、 る科目にあっては、婦人子供既製服製造法に、 限る。)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造(学科試験のうち、受検者が選択す 択する科目にあっては、治工具仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。)、 目にあっては、治工具仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、 あっては、 する科目にあっては、 る科目にあっては、機械板金作業に限る。)、めっき(学科試験のうち、受検者が選択 検者が選択する科目にあっては、 ては、配電盤・制御盤組立て法及び開閉制御器具組立て法に、実技試験のうち、 査、電子機器組立て、電気機器組立て(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっ (学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、段ボール箱製造法に、実技試験 (学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、 配管(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、 電気めっき作業に限る。)、仕上げ(学科試験のうち、 婦人子供既製服縫製作業に限る。)、紳士服製造(学科試験のうち、 射出成形作業及びブロー成形作業に限る。)、 受検者が選択する科目にあっては、積層成形法に、実技試験のうち、 実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、 電気めっき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目に 紳士既製服製造法に、実技試験のうち、 機械板金加工法に、実技試験のうち、 受検者が選択する科目にあっては、 型枠施工、 かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張 実技試験のうち、受検者が選択する科目 鉄筋施工(実技試験のうち、 受検者が選択する科目にあっては、 シーリング防水工事作業に限 シーリング防水施工法に、実 実技試験のうち、受検者が選 強化プラスチック成形 建築配管施工法及びプ 受検者が選択する科 家具製作 圧縮成形法、 受検者が選択す 受検者が選択す 建築配管作 受検者が (学科試 (学 受 プ 圧 射

塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。)及び工業包装地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、建築塗装在業、金属の学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、壁装作業に限る。)、表装(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、壁装施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、壁装施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、壁装施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、顕製下地施工法、ボード仕上げ施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、鋼製下る、)、内装仕上げ施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、鋼製下

注 随時実施する二級の検定試験に合格した者に限り受けることができるものとすび当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとす規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定び当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促注 随時実施する二級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促

2 三級

択する科目にあっては、配電盤・制御盤組立て法及び開閉制御器具組立て法に、実技試 限る。)、機械検査、電子機器組立て、 る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目に 法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、 検者が選択する科目にあっては、治工具仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、 が選択する科目にあっては、 受検者が選択する科目にあっては、機械板金作業に限る。)、めっき(学科試験のう 試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、機械板金加工法に、実技試験のうち、 する科目にあっては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。)、工場板金(学科 あっては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択 試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、プレス型鍛造作業に限る。)、機械加 鍛造(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、プレス型鍛造法に、 (学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、旋盤加工法、フライス盤加工 受検者が選択する科目にあっては、 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限 受検者が選択する科目にあっては、治工具仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に 電気めっき作業に限る。)、仕上げ 電気めっき作業法に、 電気機器組立て 受検者が選択する科目にあって (学科試験のうち、 実技試験のうち、受検者 (学科試験のうち、 受検者が選 実技試験の 実技 受

> 塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。)及び工業包装 製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。)、表装、塗装 施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、鋼 業に限る。)、型枠施工、鉄筋施工(実技試験のうち、受検者が選択する科目にあって 実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、建築配管作業及びプラント配管作 うち、受検者が選択する科目にあっては、建築配管施工法及びプラント配管施工法に、 製品製造、建築大工、 する科目にあっては、石張り施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっ のうち、受検者が選択する科目にあっては、圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成 者が選択する科目にあっては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に、実技試験 は、段ボール箱製造作業に限る。)、 目にあっては、段ボール箱製造法に、 布製品製造、 器具組立て作業に限る。 験のうち、 霧塗装法に、 ては、石張り作業に限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り 形作業に限る。)、強化プラスチック成形、石材施工(学科試験のうち、受検者が選択 は、鉄筋組立て作業に限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工 (学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、 (学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、鋼製下地施工法、ボード仕上げ 受検者が選択する科目にあっては、 家具製作、 実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、 かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、 紙器・段ボール箱製造(学科試験のうち、)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、帆 印刷、 実技試験のうち、 プラスチック成形 配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御 建築塗装法、 受検者が選択する科目にあって (学科試験のうち、 受検者が選択する科 建築塗装作業、 金属塗装法及び噴 配管(学科試験の

3 基礎級

るものとする。

条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができ

随時実施する三級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は旧規則第六十一

注

大工、 き、アルミニウム陽極酸化処理、 婦人子供服製造、 気機器組立て、プリント配線板製造、 形、石材施工、パン製造、 さく井、 かわらぶき、とび、 紙器・段ボール箱製造、 鋳造、 紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、 鍛造、 機械加工、 左官、 ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、 印刷、製本、プラスチック成形、 仕上げ、 築炉、タイル張り、配管、 金属プレス加工、鉄工、建築板金、 冷凍空気調和機器施工、染色、 機械検査、 ダイカスト、 布はく縫製、 型枠施工、鉄筋施工、 強化プラスチック成 電子機器組立て、 ニット製品製造、 工場板金、 家具製作、 コン 建築 建具

(公告)

ント施工、表装、塗装及び工業包装 クリート圧送施工、 防水施工、内装仕上げ施工、 熱絶縁施工、サッシ施工、 ウェ ールポイ

注 実習生の保護に関する法律 随時実施する基礎級の検定試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能 (平成二十八年法律第八十九号)第二条第一項に規定する技

試験の方法 能実習生に限り受けることができるものとする。

実技試験及び学科試験によって行う

技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

三

1 実技試験

手数料

随時実施する二級、 三級及び基礎級の手数料は、一八、二〇〇円とする

実施期日

令和四年四月一日 (金) から令和五年三月三十一日 (金) までの間で、大分県職業

能力開発協会が指定する日とする

実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする

(四) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種に

ついては問題の全部又は一部を公表しない。

学科試験

2

手数料

手数料は、 三、一〇〇円とする

実施期日

能力開発協会が指定する日とする。 令和四年四月一日 (金) から令和五年三月三十一日 (金) までの間で、大分県職業

実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

受検申請の手続

四

提出書類

技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。

パスポート又は在留カードの写し

受検する技能検定試験の下位等級の技能検定試験に合格したことを証するものの写

し(二級を受検する場合は、 実技試験の一部合格通知の写しでも可。

2 提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地

大分県職業能力開発協会

電話 (〇九七) 五四二—三六五一

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

申請書の用紙は、大分県職業能力開発協会で交付する。

用紙請求」と朱書し、 なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書 返信用封筒(宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの)を同

封すること。

申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、

封筒の表面に「技能検定受検申請書在

Ŧi. 手数料の納付方法

中」と朱書すること。

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。

六 合格者の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会

が、本人宛て書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

随時実施する二級、三級及び基礎級の技能検定合格者に、 大分県知事から交付する。

七 その他

とする。随時実施する基礎級の検定試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び 掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるもの る。随時実施する三級の試験については、当該職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に 及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとす る職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定 活用するものである。したがって、随時実施する二級の試験については、受検しようとす 技能実習生の保護に関する法律第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることがで 随時技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に

きるものとする。なお、不明な点については、大分県商工観光労働部雇用労働政策課又は

| 令 |
|--------|
| 和 |
| 兀 |
| 年 |
| 금 |
| 月 |
| — 日 |

| L | | スケージス・ファー | | 分 | | |
|---------------------------------------|---|--|---|---|---------------------|--------|
| 業 | 鋼製下地施工法 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | F 33 イ - ルカニ | 配電盤・制御盤組立て作業 | 配電盤・制御盤組立て法 | 電気機器組立て | |
| プラスチック系末仕上げ工事作 | プラスチック系末仕上げ施工法 | 内装仕上げ施工 | | | 電子機器組立て | |
| FRP防水工事作業 着工法防水工事作業 参リリング防水工事作業 | FRP防水施工法 | | 機械組立仕上げ作業金型仕上げ作業 | 機械組立仕上げ法金型仕上げ法 | 仕 上 げ | |
| 業アクリルゴム系塗膜防水工事作業 | 改質アスファルトシート常温粘シーリング防水施工法アクリルゴム系塗膜防水施工法 | | ダクト板金作業内外装板金作業 | ダクト板金施工法内外装板金施工法 | 建築板金 | |
| ウレタンゴム系塗膜防水工事作 | ウレタンゴム系塗膜防水施工法 | 防水施工 | 構造物鉄工作業 | 構造物鉄工作業法 | | こ及び |
| | | 畳製作 | 製缶作業 | 製缶作業法 | 鉄 工 | 一 級 |
| | | タイル張り | ワイヤ放電加工作業 | ワイヤ放電加工法 数値能役刑局と 方電力コ治 | 加雷力二 | |
| | | ブロック建築 | | | 文 | |
| | | 築炉 | マシニングセンタ作業 円筒研削盤作業 | | | |
| | | 左官 | 平面研削盤作業 | マシニンクセンタ加工注 | | |
| | | とび | フライス盤作業 | | | |
| 石積み作業 | 石積み施工法 | 石材放工 | 数值制御旋盤作業普通旋盤作業 | フライス盤加工法 旋盤加工法 | 機械加工 | |
| 11 400 | | 1 月 | | | 造園 | |
| 手積み積層成形作業 | 積層成形法 | カ 成形 なん かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ | | | 園芸装飾 | |
| 射出成形作業 | 射出成形法 | 形プラスチック成 | する科目実技試験のうち、受検者が選択 | する科目学科試験のうち、受検者が選択 | 検定職種 | 等級 |
| | | 印刷 | ř A | 次の表に掲 | 実施する等級別検定職種は、 | 一実 |
| 木製建具手加工作業 | 木製建具手加工作業法 | 建具製作 | 広頼 | 大分県印事 | 令和四年三月一日 | 令 |
| 家具手加工作業 | 家具手加工作業法 | 家具製作 | | を実施する。 | 令和四年度前期技能検定を実施する。 | 令和四 |
| 婦人子供注文服製作作業 | 婦人子供注文服製作法 | 婦人子供服製造 | 第一号の規定により、次のとおり | (昭和四十四年政令第二百五十八号)第二条第一号の規定により、《子子》、『甲末』・『子』(『子子』)『『子子』)』。 | | 促進法施行令 |
| | | 建設機械整備 | 第四十六条第二頁及び職業能力開発 | 進去(侶印四十四年去聿第六十四号)第1 | 敞業能力開発足焦去(R | 職業 |
| 光学ガラス研磨作業 | 光学ガラス研磨法 | 光学機器製造 | | 大分県職業能力開発協会に問い合わせること。 | ^{宗職業能力開発協} | 大分品 |
| | | | - | | | |

| (| | 7 |
|---|---|---|
| ľ | ` | _ |

| ボード仕上げ工事作業 | 鋼製下地工事作業 |
|------------|-----------|
| 1 | \equiv |
| 1 美技試験 | 技能検定の手数料、 |
| | 実施期日、 |
| | 実施場所等 |

1

手数料 一級、二級、三級及び単一等級の手数料は、一八、二〇〇円とする。

- ないもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一 あって当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において二十五歳に達してい ただし、次のイから二までに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。 の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る手数料は、九、二〇〇円と 十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者をいう。)に限る。)で 実技試験の二級又は三級を受けようとする者(在職中の者(雇用保険法 (昭和四
- 数料は、一二、一〇〇円とする。 限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若し 規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校 総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 用されている者を除く。)若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発 第三項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇 訓練(以下この号において「短期訓練課程」という。)を除く。)を受けている 則 項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規 くは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。)に係る手 者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条 実技試験の三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第十五条の七第三 (昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条に規定する短期間の訓練課程の職業 (高等部に 第一条に
- ハ イ及び口のいずれにも該当する者に係る手数料は、三、一○○円とする。
- 二 実技試験を受けようとする在校生(ロに規定する在校生をいう。)(当該試験の を受けようとする者にあっては三、一〇〇円とする。 かわらず、二級の試験を受けようとする者にあっては九、二〇〇円と、三級の試験 もって在留する者を除く。)の当該試験に係る手数料は、イからハまでの規定にか 及びハに該当する者並びに出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格を 実施日の属する年度の前年度の末日において二十五歳に達していない者に限り、イ
- 注 なお、手数料の金額は、大分県議会令和四年第一回定例会に提案している金額で あり、議決の結果次第では変更となる場合がある。

試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

単一

工法

溶融ペイントハンドマーカー施

事作業

溶融ペイントハンドマーカー工

路面標示施工

フラワー装飾

塗料調色

とび

建築大工

電子機器組立て

三級

仕上げ

機械組立仕上げ法

機械組立仕上げ作業

マシニングセンタ作業 フライス盤作業

機械検査

造園

園芸装飾

フラワー装飾

機械加工

旋盤加工法

マシニングセンタ加工法 フライス盤加工法

> 数值制御旋盤作業 普通旋盤作業

塗装

建築塗装法

金属塗装法

表装

壁装施工法

壁装作業

建築塗装作業

金属塗装作業

サッシ施工 熱絶縁施工

保温保冷施工法

保温保冷工事作業

化粧フィルム工事作業

化粧フィルム施工法 ボード仕上げ施工法

化学分析

| 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会2 実技試験又は学科試験の合格通知る。 | 令和四年九月四日(日) | 建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器 |
|---|-----------------------|---|
| 県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに登載し、本人宛て書面で通知す | | 一級及び二級 |
| 級、二級及び単一等級職種については同年九月三十日(金)に、大分県庁舎本館一階の | | 一畳製作、内装仕上げ施工 |
| 技能検定合格者の氏名は、三級職種については令和四年八月二十六日(金)に、一 | 令和匹年八月二十八日(日) | 表造、家具製作、建具製作 |
| 1 | | 機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、「糸乃て二糸」 |
| 六 合格者の発表等 | | 一 及 爻 バ 二 及 |
| 数料は返還しない。 | | 炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装 |
| なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手 | 令和四年八月二十一日(日) | 垣園、光学機器製造、プラスチック成 |
| は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。 | | 一級及び二級 |
| 実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又 | | 一子機器斜立て ・ |
| 五 手数料の納付方法 | 令和四年七月十日(日) | 惶寒で二、こが、フラフ 湿、機械加工、仕上げ、機 |
| | | |
| − □ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」 | j |] |
| ○ 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会等で交付する。 | 実 施 期 日 | 検 定 職 種 |
| 4 受検申請に関する注意 | | 学科試験に限る。 |
| 同日までの消印のあるものに限り受け付ける。 | 0のにあっては、当該選択科目に係る | ただし、一の表において、選択科目を掲げるものにあっては、 |
| 令和四年四月四日(月)から同月十五日(金)まで。ただし、郵送による申請書は、 | | 検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。 |
| 3 受付期間 | | (二) 実施期日 |
| 電話(〇九七)五四二—三六五一 | | 手数料は、三、一〇〇円とする。 |
| 大分県職業能力開発協会 | | (一) 手数料 |
| 大分市大字下宗方字古川千三十五番地一 | | 2 学科試験 |
| 2 提出先 | | 公表しない。 |
| □ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面 | 部の検定職種については問題の全部又は一部を | 発協会において公表する。ただし、一部の検定職 |
| 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。) | 一十一日(火)に、大分県職業能力開 | 実技試験の問題は、あらかじめ令和四年五月三十一日(火)に、 |
| 1 提出書類 | | 四 問題の公表 |
| 四 受検申請の手続 | 7る。 | 大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。 |
| 大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。 | | 三 実施場所 |
| 三 実施場所 | | 協会が指定する日とする。 |
| 路面標示施工, 塗料調色 | (日) までの間で大分県職業能力開発 | 令和四年六月七日(火)から同年九月十一日 - |
| 沝乂 | | ① 実施期日 |
| | | |

令和四年三月一日

大分県報 (公告)

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

- 1 受験申込受付期間及び受付時間
- 令和四年四月一日 (金) から同月十四日 (木)まで
- 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで
- 2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)

において、必要事項を入力し、申し込むこと

がいがあり、インターネットの利用が困難である場合等)は、令和四年四月六日(水) なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障

までにセンター本部に申し出ること

几

令和四年十二月一日 (木) (予定

なお、 学科の試験については、二級建築士試験は令和四年八月二十三日 火 争

定)、木造建築士試験は同年九月六日 火 (予定) に発表する

Ŧī. その他

術教育普及センターのホームページにおいて公表する。 設計製図の試験の課題は、令和四年六月八日(水)(予定)から公益財団法人建築技

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじ

受付期間内にセンター本部にその旨を申し出ること。

七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百

令和四年三月一日

大分県立病院長 佐 藤

昌

司

調達をする物品等の種類

第三期病院総合情報システム 一式

競争入札の参加者の資格

- 1 次の○から穴までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
- 条の四第一項の規定に該当する者(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七
- 締結のために必要な同意を得ているものを除く。 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- 国税又は都道府県税を滞納している者
- (四) 下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者 全部又は一部を承継した者を除く。) (基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月の末日
- (<u>Fi.</u>) 力団(同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係 七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- (六) 必要な資格に関する規程(令和三年大分県告示第二百四十八号)第十条第一 により、競争入札に参加させないこととされ、 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に 定められた期間を経過していない者 一項の規定
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

る。 から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合 分県立病院長が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とす は、決算の確定している事業年度)をいう。以下同じ。)の決算時の実績において、大 競争入札に参加することができる者は、基準日及び基準年度(申請日の直前の決算期

経営規模

- (1) 自己資本額 (基準年度の決算における自己資本金の額をいう。
- (2) 値を百分率で表したものをいう。) 流動比率(基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数
- 必要な要員の状況をいう。 技術者等要員の構成(基準日における入札参加資格の取得を希望する業務の実施に
- (\equiv) 要な対策の状況をいう。) セキュリティ管理体制(基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必
- その他大分県立病院長が必要と認める事項
- 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- 1 申請の方法

提出するものとする。 大分県立病院の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に

- 2 申請書の提出先及び問合せ先

 $\widehat{\Xi}$

調達する物品等の種類

2 3 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 資格を取得した日から令和五年三月三十一日までとする。 入札参加資格の有効期間 わない場合がある。 請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合 インターネットによる入手 申請書の交付場所 電話 〇九七—五四六—七四〇七 三の2に同じ **令和四年三月一日から同月十日まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。なお、** 〒八七〇一八五一一 大分県立病院情報システム管理室 大分市豊饒二丁目八番一号

四

Ŧi.

大分県立病院ホームページ https://hospital.pref.oita.jp/

六 競争入札参加資格の取消し等

- 1 時から三年以内で大分県立病院長が定める期間、競争入札に参加させないものとする。 必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した 含む。)に規定する者に該当すると判明した場合 競争入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が 令第百六十七条の四第二項(令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を
- 二の1の一から出まで(四を除く。)に該当すると判明した場合
- 偽の事実を記載したことが判明した場合 審査申請書、承継承認申請書、変更申請書又は変更届及びその添付書類に故意に虚
- <u>(四</u>) 休業若しくは廃業の届出又は登録された開発業務の全てを取り下げる届出を行った
- 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたとき その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する

令和4年3月1日

競争入札に付する事項

大分県立病院長 疳

쁴

2 令和5年3月31日

第3期病院総合情報システム 一共

納入期限

申

3 大分県立病院

競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- この調達については、(1)から(9)までに掲げる要件を満たしているものに限り入札参加を
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である
- 2 要な資格を取得している者であるこ 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必
- セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させている者であるこ
- (4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であるこ
- る者であること。 この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得てい
- 6) れた者は、この限りでない。 ない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認めら き更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされてい 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づ
- (7) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する情報システム開発業務の請負 けていない者であること。 契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲 げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分 県警察本部に確認する場合がある。
- 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
- る暴力団員をいう。以下同じ。 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す
- 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購 入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
-) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。
- ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。
- イ 令和4年2月末時点で日本国内で400床以上の一般病床を有する病院において、病院総合情報システム(電子カルテ含む。)の稼働実績が複数施設あること。
- ウ 共同企業体の各構成員は、ISO9001の認証を取得している、又は取得見込であり、 かつセキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。
- エ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。
- 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

ယ

)申請の時期

令和4年3月1日 (火) から同月10日 (木) まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県立病院情報システム管理室(大分県立病院3階)

電話 097-546-7407

〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号

契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

3の(2)に同じ。

(2) 日時

令和4年3月1日(火)から同月8日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 人们参加米日

入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書を令和4年3月10日(木)までに14 に掲げる担当部局に提出し、確認を受けること。

- 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 1) 使用言語 日本語
- (2) 通 貨 日本国通貨
- 7 入札書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出場所 大分県立病院情報システム管理室 (大分県立病院3階
- 提出期限 令和4年4月14日(木)午前10時00分

2

ただし、郵送の場合は、同月13日(水)午後5時までに必着のこと。

- 開札の場所、日時等
-) 開札場所 大分県立病院3階講堂
- (2) 日 時 令和4年4月14日(木)午前10時00分

3

- 再度入札 開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全でが立ちあっている場合は直ちにその場所で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。
- 入札保証金に関する事項

免除とする。

10 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に大分県立病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 人们の排図

1

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの

大分県報

(公告)

- 2 入札に関する条件に違反したもの
- 3 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。
- 入札説明書の交付
- 期間 令和4年3月1日 (火) から同月8日 く。)の午前9時から午後5時まで (火)まで(日曜日及び土曜日を除
- 場所 大分県立病院情報システム管理室
- 13 落札者の決定の方法
- (1) 別記「落札者決定基準」に示す各項目について、提案内容の評価に応じて上限の範囲 内で加点し、技術評価点とする。
- 2 案価格」という。)を提示した提案者に2,500点配分し、その他の提案者は次の式によ 価格等評価点は、入札価格と保守費用を合算した金額の一番低い金額(以下「最低提

価格等評価点=2,500点×(最低提案価格/その他の提案者の提案価格)

- つ、技術評価点と価格等評価点の合計点が最も高いものを契約の相手方とする。 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、各評価項目の全てについて基準を満たし、か
- 有効な入札書を提出した者であること。
- ると認められたときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格を入札した を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不当であ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約 者のうち、合計点が次に高い者を落札者とする場合がある。 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者であること ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者より当該
- 落札となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときの対応
- 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格等評価点」とも異なる場合 「技術評価点」が高い者を落札者とする。
- 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格等評価点」とも同じである場合 「自由提案要件の得点が高い者」を落札者とする
- とする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、こ 提案要件」の得点も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するもの 入札者それぞれの「技術評価点」、 「価格等評価点」とも同じであり、かつ「自由

れに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14

大分県立病院情報システム管理室

〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号

電話 097-546-7407

- 15 ルの街
- (1) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受け
- その他の詳細は、入札説明書による
- 16 Summary
- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased

Article: Integrated Hospital Information System

Quantity: 1set

2 Delivery Period

By 31, March, 2023

3 Delivery Place Oita Prefectural Hospital

- 4 Time limit for Tender 10:00 a.m. 14, April, 2022
- $\stackrel{\text{(5)}}{=}$ Contact Office for Contract Oita Prefectural Hospital Information System Management Office
- 2-8-1 Bunyou, Oita City 870-8511

Tel 097 - 546 - 7407

別記 落札者決定基準

| | • | | | | | |
|-----|---------|--------|----------|------|---------|----------|
| | | 750点 | ネットワーク要件 | | | |
| 10点 | 7, 500点 | 750点 | ハードウェア要件 | 提案要件 | (技術回答) | - |
| | | 2,500点 | ソフトウェア要件 | 択一式 | 7 共活当年占 | |
| | | 2,000点 | 基本要件 | | | |
| 得点 | 合計得点 | 配点 | | 評価要素 | | |

| | C 34% | B 1 | | |
|----------|---------|----------------|--------|--|
| | 総合評価点 | 価格等評価点 | | |
| 令和四年三月一日 | A + B | 入札価格及び7年間の保守費用 | 自由提案要件 | |
| | | 2,500点 | 上,500点 | |
| Н | 10,000点 | 2,500点 | | |
| | | | | |
| 大分県報(公告) | | | | |
| 一七 | | | | |
| u | | | | |